

# IDEMA JAPAN 会則

平成 17 年 9 月 1 日	原案作成
平成 17 年 9 月 1 日	一部変更
平成 18 年 2 月 23 日	一部変更
令和 4 年(2022 年)5 月 13 日	一部変更 (年会費カテゴリ名の変更)
令和 4 年(2022 年)6 月 30 日	一部変更 (年会費カテゴリ名、及び金額の変更)
令和 4 年(2022 年)12 月 5 日	一部変更
令和 5 年(2023 年)4 月 27 日	第 2 章一部変更、第 3 章第 5 条 3 項追加、その他体裁改善
令和 5 年(2023 年)8 月 31 日	一部変更 (カテゴリと年会費表の変更)
令和 6 年(2024 年)1 月 31 日	第 4 章 第 12 条 (役員) の一部変更
令和 6 年(2024 年)3 月 28 日	第 3 章第 10 条 (会費) 4 項追加
令和 6 年(2024 年)5 月 30 日	第 3 章第 5 条 (会員の種類) の個人会員に関する記述追加と関連する表の変更
令和 7 年(2025 年)1 月 1 日	GLOBAL IDEMA との関係解除、活動内容変更

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 (名称)

本会は IDEMA JAPAN と称する。

### 第 2 条 (事務所)

本会は事務所を東京都港区西新橋 2-11-9 ワタルビル 6 階に置く。

## 第 2 章 目的及び活動

### 第 3 条 (目的)

IDEMA JAPAN はドライブ装置業界、ヘッド業界、メディア業界、材料業界及び製造装置業界を含むデータストレージ関連業界の製品、技術、市場の最新動向情報を共有し、各業界間、企業間相互の交流促進を図り、グローバルなデータストレージ産業の健全なる発展に寄与することを目的とする。

### 第 4 条 (活動)

本会は主に営利活動を担い、前条の目的達成のための次の活動は任意団体 IDEMA が行う。

- ① データストレージ産業の動向、技術開発動向に関する研究会、セミナー、シンポジウム、展示会の開催、国際交流の推進、情報の収集、出版物の発行。
- ② データストレージ関連技術に関する工業規格等の検討。
- ③ その他、本会の目的を達成するために必要な活動。

## 第 3 章 会員

### 第 5 条 (会員)

本会の会員は、2025 年 1 月 1 日より任意団体 IDEMA に移管する。

## 第 4 章 役員・顧問・事務職員

### 第 6 条 (役員)

本会に次の役員をおく事ができる。

会長	代表取締役	1 名
副会長	取締役	2 名以内
専務理事	取締役	3 名以内
理事		2 5 名以内
監事	常任監査役	1 名

### 第 7 条 (役員の仕事)

会長は本会を代表し、第 4 条活動会務を統括し、社員総会、専務理事会及び理事会を召集し、その議長をつとめる。

2. 副会長及び専務理事は会長の委嘱により特定の第 4 条活動会務を分担し、専務会を組織し、会務に関する承認、決定の最高決定機関とする。  
副会長は、会長に事故があるときはその職務を代行する。
3. 理事は理事会を組織して、本会の第 4 条活動計画の企画作成、その他の会務を審議決定し業務を執行する。また、理事は会長、副会長及び専務理事の委嘱により特定の第 4 条活動会務を分担する。
4. 監事は本会の会計と会務の執行状況を監査する。監事は専務会、理事会に出席し、意見を述べる事ができる。
5. 事務所長(専務理事)は会長の事務所業務を代行し、事務手続きや対外的な折衝、職員の管理等を行う。

#### 第8条 (役員候補者)

理事の候補者は次の者とする。

- ① 理事会が推薦した個人及び法人会員代表者
- ② 立候補した個人会員及び法人会員
- ③ 会員が推薦した個人会員及び法人会員

#### 第9条 (役員選出方法)

理事は会員の推薦に基づき、理事会にて選出する。

2. 会長及び副会長、専務理事は理事中より互選する。

#### 第10条 (選出手続)

理事会は、役員改選の場合は、改選の当年12月末日までに前条による役員候補者を決定し、理事会において審議、選出する。

#### 第11条 (新役員承認)

前条の手続により改選された新役員は、次の社員総会で審議承認される。

#### 第12条 (前役員任期)

役員任期は2ヶ年とする。但し、再任をさまたげない。

2. 前役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
3. 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

#### 第13条 (任期中の交替)

やむを得ぬ事情により任期中に役員を退任しなければならない場合、その役員は会長の承認を受けて後任者を指名することができる。

#### 第14条 (顧問)

本会は顧問を置くことができる。顧問は理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

顧問は理事会、専門委員会に出席できるが議決権はない。

名誉理事 若干名

協賛会員 若干名

#### 第15条 (事務職員)

本会の活動を実行する準備を行い、会運営の事務処理を行うために、事務所長並びに所要の職員を置く。

### 第5章 社員、社員総会、専務会、専門理事会及び理事会

#### 第16条 (社員総会)

社員とは有限会社 IDEMA JAPAN 定款に定めるところ、IDEMA JAPAN への出資者の総称である。

会長は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に、定期社員総会を召集し、次の事項を討議しなければならない。

- ① 活動報告および収支決算に関する事項
- ② 活動計画および収支予算に関する事項
- ③ その他、理事会の必要と認める重要事項

2. 会長は必要に応じ臨時社員集会を召集することができる。

#### 第17条 (社員総会の議決)

社員総会の議事は出席会員の3分の2以上の賛意を以って決する。社員及び取締役は、示された事項につき、書面をもって社員総会に加わることができ、出席者とみなされる。

#### 第18条 (専務会)

専務会は、会務に関する承認、決定の最高決定機関とする。

会長は4半期毎に定期の専務会を召集しなければならない。また、別に必要に応じて臨時の専務会を召集することができる。

各専門委員会は、業務報告を行い、専務会は、承認し、提案を審議決定する。

会長、副会長、専務及び監事は参加必須。人事、組織以外の案件に関しては、専門理事及び理事の参加は妨げない。

#### 第19条 (専門理事会)

専門理事会は会長の推薦した者及び専門委員会の長をもって組織し、本会の活動に関する企画、立案、活動計画及び予算案の策定を行う。

2. 運営委員長は会長の委嘱による。
3. 専門理事会は必要に応じ、会長の召集による専務会と見做す。または専務会を兼ねることができる。

#### 第20条 (理事会)

各会員会社を代表する理事は、理事会を組織する。また、次の理事会に出席しなければならない。

- ① 拡大理事会：年間業務の報告、総括、および、翌年度計画を審議立案する。
- ② 理事総会：各年度終了後3ヶ月以内に活動決算を報告する。

## 第6章 専門委員会

### 第21条 (専門委員会)

本会の専門委員会は、2025年1月1日より任意団体IDEMAに移管する。

## 第7章 議題及び議事録

### 第22条 (議題および議事録)

専門理事会、専門委員会等の開催にあたっては、会の出席予定者に対し、事前に会議の議題を提示し、またそれぞれの議事録を作成して事務局に備えねばならない。

## 第8章 会計

### 第23条 (収入・支出)

本会の収入は次の各項から成り、これを以って本会の目的遂行に要する費用を支弁する。

- ① 活動収入
- ② 資産から生じる収入
- ③ 寄付金その他雑収入

### 第24条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

### 第25条 (余剰金の処理)

会計年度末に於いて、収支決算余剰金が生じた時には、理事会の議決及び総会の承認を受けて、翌会計年度に繰り越すものとする。

## 第9章 職員の給与・勤務

### 第26条 (勤務)

職員の給与および勤務等の細目については、別に定める。

## 第10章 会則の変更

### 第27条 (会則の変更)

この会則は理事会の議決を経なければ変更することはできない。